

## 利用者みなさまへ

○大分県立九重青少年の家（九重町田野 204-47）

当施設を御利用いただきましてありがとうございます。

大分県では平成23年4月1日に「大分県暴力団排除条例」が施行されました。

この条例は、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としたものです。

この条例に基づき、大分県は「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を策定しました。

これにより利用者みなさまにおかれましては、**平成24年4月1日から施設利用申請される際に、暴力団関係者ではない旨の誓約書提出をお願いしております。**

安心、安全な施設の利用にみなさまの御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

令和4年4月1日

大分県立九重青少年の家所長